



令和 7 年 9 月 1 日

岩倉市における、インクルーシブ保育の
さらなる推進を求める請願書

岩倉市議会議長 須藤智子 殿

請願団体 岩倉市立保育園父母の会連絡会

代表者 長谷川 掌

住所 岩倉市

紹介議員

大野 慎治

木村 冬樹

柳谷 規子

日比野 走

塚崎 海緒

請願趣旨

本請願は、昨年度に提出した請願と同趣旨に基づくものです。

岩倉市において、障がい児が就学前に一般的な集団生活を経験しようとする場合、その受け入れ先は主に公立保育園となるのが実情です。民間の幼稚園や認定こども園でも受け入れが進んではいるものの、必ずしも個別に職員が配置されるとは限らず、障がいの程度によっては入園を断られたり、途中で退園を促されるケースも見られます。背景には、人員や支援体制を確保するうえでの経営的制約があり、一定の理解はできます。民間園で、ある程度以上の障がいを持つ子の受け入れが、今後大幅に拡大する見込みは低いと考えます。

このような実情のもと、公立保育園が就園先として唯一の選択肢となる家庭も存在します。その結果、障がい児の保護者が「わが子を保育園に入れるために就労せざるを得ない」という状況が、現在も発生しています。就労が可能な家庭では大きな問題にはなりません。しかし、障がい児の保護者には、定期的な医療機関の受診、療育への付き添い、関係機関同士の連携、就学先の検討、障害者手帳の取得・更新など、日常的に多くのケアが必要であり、加えて突発的な痙攣や登園しぶりなど子どもの状態に寄り添うことも求められます。そこに幼い兄弟姉妹を抱えるなど別の事情が重なれば、更に負担が増します。これらを、月 60 時間の就労要件を満たしながら同時に行うのは、障がい児の状態や家庭の状況によっては大変困難です。

昨年の請願では「保育の必要性」の認定基準を岩倉市の判断で弾力的に運用し、子ども本人の障がいを理由に入園を可能とするよう要望しました。しかし、認定は国の基準に基づくものであり、市が独自に判断を加えることは難しいとの理由から、全面的な採択には至りませんでした。一方で、国や県に基準の見直しを求める意見書の提出については一部採択され、趣旨にご賛同いただけたことは大変心強く感じております。ただ、こうしたニーズは全国的に高まっているとは言えず、国による基準の見直しがいつ行われるかは依然不透明です。そこで今回は、より現実的かつ即効性のある対応を求め、改めて請願を提出いたします。

第一に、昨年要望したような就労要件の全面的な撤廃ではなく、その緩和を求めます。現行の月 60 時間という基準は、平日に換算すると「1 日 3 時間×20 日間」に相当し、一般的には余裕のある働き方と言えます。しかし、障がい児家庭においては、

子どものケアのため就労が制限される日が多く、実際にはこの基準を満たすことが困難な場合もあります。そこで、月 40 時間、すなわち「1 日 2 時間×20 日間」程度まで緩和されれば、日中に就労できない日が多くとも、例えば子どもを寝かしつけた後に 2 時間内職をするなどして、何とか満たせる数字です。

第二に、前述の就労要件の緩和が難しい場合の別案として「特別利用保育」や「私的契約児」など既存の制度を活用し、子どもが障がい児であることを踏まえた例外的な受け入れを求めます。「特別利用保育」は、保育の必要性が認められない家庭でも、幼稚園的な形態として保育園を利用できる制度と理解しています。また「私的契約児」は、国の認定や利用調整を介さず、保護者と保育園が直接契約を結ぶ仕組みです。これらには、利用時間の制限や、自宅から遠い園を指定されるといった制約も伴いますが、それでも就労を条件とせず入園できる選択肢があれば、障がい児家庭にとって大きな救いとなります。

第三に、ここまで述べたような岩倉市独自の運用が難しい場合には、昨年に引き続き、国や県に対して再度意見書を提出していただくことを求めます。国が掲げる「障がい者のインクルージョン」を各自治体で実現していくには、現行制度を実情に即して見直していくことが本来は不可欠です。市議会として、子ども本人に障がいがあることが、国の定める「保育の必要性」を認める事由として明確に位置づけられるよう、積極的に働きかけていただくことを望みます。

民間園では障がい児が入園を断られることも事実としてある現状において、公立保育園には障がい児家庭のセーフティネットとしての役割を担っていただきたいと考えます。障がい児が地域社会から切り離されることのない制度設計や運用を進めていただくことは、人権保障の観点からも極めて正当性の高い取り組みです。さらに、障がい児が集団生活を経験し、地域の子どもたちと共に育つことは、その発達にとってもかけがえのない機会であり、成長を支えるうえで大きな意義を持ちます。こうした取り組みは、国が掲げる「障がい者のインクルージョン」の理念に合致するものであり、自治体が率先して実現していくべきことではないでしょうか。

以上より、次のことについてお願いいたします。

請願事項

1. 保育の必要性認定における就労要件の緩和

保育の必要性認定における就労要件（現行：月 60 時間以上）を、障がい児の家庭に限り、月 40 時間程度に緩和する対応を求めます。

2. 「特別利用保育」や「私的契約児」等の制度活用による例外的受け入れ

1 の制度的緩和が難しい場合の別案として、「特別利用保育」や「私的契約児」等の制度を活用し、保育の必要性が認められない家庭であっても、子どもが障がい児であることを踏まえた例外的な保育所利用を可能とする柔軟な対応を求めます。

3. 国及び県への意見書提出

上記請願項目の実現に向けて、国及び県へ意見書を提出し、子ども本人に障がいがあることが、国の定める「保育の必要性」を認める事由として盛り込まれるように働きかけることを求めます。

**障がい児インクルージョン推進のため、
対象児に障がいがあることを
保育の必要性の要件とみなす対応を求める意見書（案）**

就学前の障がい児が地域の集団に参加する場として、保育所は重要な役割を果たしている。ここでの生活は、同じ地域で育つ子どもたちとの関わりを育み、将来にわたって地域社会で共に生きる基盤となる。

しかし現行制度では、保護者の就労など国の定める「保育の必要性」が認められなければ保育所を利用できない。そのため、障がい児の保護者は本来望まない就労を余儀なくされる場合がある。障がい児の養育には、医療機関受診や療育の付き添い、就学先の検討など日常的に多くのケアが必要であり、加えて突発的な痙攣や登園しぶりなど子どもの状態に寄り添うことも求められる。そのため就労要件を満たせず利用を断念せざるを得ないケースが少なくない。仮に要件を満たしたとしても、育児と就労を同時に担い続けることは極めて大きな負担となる。

「保育の必要性」の要件はそもそも「保護者が家庭で保育できない場合」に限定されるが、障がい児については本人の状態そのものが保育を必要とする要件になり得ると考える。国が掲げる「障がい者のインクルージョン」の理念を具体化するためには、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に育ち合える環境を制度的に保障することが不可欠である。これは家庭の利便性の問題にとどまらず、子どもの発達保障および人権保障に直結する課題である。

よって岩倉市議会は、国に対し、対象児本人に障がいがあることを「保育の必要性」を認める事由として明確に位置づけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 / 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

**障がい児インクルージョン推進のため、
対象児に障がいがあることを
保育の必要性の要件とみなす対応を求める意見書（案）**

就学前の障がい児が地域の集団に参加する場として、保育所は重要な役割を果たしている。ここでの生活は、同じ地域で育つ子どもたちとの関わりを育み、将来にわたって地域社会で共に生きる基盤となる。

しかし現行制度では、保護者の就労など国の定める「保育の必要性」が認められなければ保育所を利用できない。そのため、障がい児の保護者は本来望まない就労を余儀なくされる場合がある。障がい児の養育には、医療機関受診や療育の付き添い、就学先の検討など日常的に多くのケアが必要であり、加えて突発的な痙攣や登園しぶりなど子どもの状態に寄り添うことも求められる。そのため就労要件を満たせず利用を断念せざるを得ないケースが少なくない。仮に要件を満たしたとしても、育児と就労を同時に担い続けることは極めて大きな負担となる。

「保育の必要性」の要件はそもそも「保護者が家庭で保育できない場合」に限定されるが、障がい児については本人の状態そのものが保育を必要とする要件になり得ると考える。国が掲げる「障がい者のインクルージョン」の理念を具体化するためには、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に育ち合える環境を制度的に保障することが不可欠である。これは家庭の利便性の問題にとどまらず、子どもの発達保障および人権保障に直結する課題である。

よって岩倉市議会は、国に対し、対象児本人に障がいがあることを「保育の必要性」を認める事由として明確に位置づけるよう強く要望している。また市町村の保育事業を管轄する県の立場におかれても、同様のことを国へ働きかけていくことを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 / 愛知県知事